

## 1 選定方法

京都府レッドデータブックでは、「野生生物種」、「地形」、「地質」、「地域生態系」について、それぞれの選定基準（京都府カテゴリー）を設けたが、野生生物種については、対象とする分類群毎の生態の違いや既存研究の蓄積の有無などの違いから、すべての分類群に当てはまるような明確な基準を作成することが困難であった。そのため、特に野生生物種については、基本的概念によりそれぞれ共通のカテゴリーを定め、具体的な選定の要件については、それぞれの分類群の実情に則して、最もふさわしいと考えられる基準により選定することとした。また、府内の野生生物の過去のデータについては不明な点が多く、それらと比較する定量的な基準は困難であったため、すべて定性的な基準により選定した。分類群ごとの詳細な選定基準については、各分類群ごとの項を参照されたい。

## 2 選定基準（カテゴリー）

### (1) 京都府レッドリストカテゴリー（野生生物 2026）

カテゴリー	基礎的概念
絶滅種	京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種。
絶滅寸前種	京都府内において絶滅の危機に瀕している種。
絶滅危惧種	京都府内において絶滅の危機が増大している種。
準絶滅危惧種	京都府内において存続基盤が脆弱な種。
要注目種	京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種又は、 <u>生息・生育状況は安定しているが学術的・文化的観点から特に留意すべき種。</u>
情報不足種	<u>情報が不足している種。</u>

※種は、動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

※表中の下線部は「京都府レッドリストカテゴリー（2015）」からの変更箇所。

### <参考>環境省レッドリストカテゴリー（2025.2）

カテゴリー	基礎的概念
絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。

野生絶滅(EW)		飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種。
絶滅危惧	絶滅危惧 I A類(CR)	深刻な絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
	絶滅危惧 I B類(EN)	絶滅の危機に瀕している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なものであって、I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
	絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 IA 類」または「絶滅危惧 IB 類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの。
準絶滅危惧(NT)		存続基盤が脆弱な種。 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。
情報不足(DD)		カテゴリーを判定するための情報が不足している種。 現時点での絶滅危険度は確定できないが、今後情報が得られれば「絶滅危惧」等になりうるもの。
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		孤立した地域個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

※種は、動物では種及び亜種、植物では種、亜種及び変種を示す。

※表中の下線部は「環境省レッドリストカテゴリー（2013）」からの変更箇所。

### 3 選定結果（選定種の概要）（2026.3時点）

京都府レッドデータブックに掲載された種数は、京都府レッドリスト（野生生物2026）一覧表のとおり、哺乳類は27種、鳥類は114種、コケ植物は141種、菌類は100種である。また、絶滅種8種、絶滅寸前種80種、絶滅危惧種117種、準絶滅危惧種122種、要注目種55種、情報不足種0種となっている。

・京都府レッドリスト（野生生物 2026） 一覧表

	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	情報不足種	計
哺乳類	2	5	7	8	5	0	27
(2015年版)	2	9	6	7	3	—	27
鳥類	0	15	49	48	2	0	114
(2015年版)	0	8	48	50	2	—	108
コケ植物	4	40	46	36	15	0	141
(2015年版)	4	44	46	36	8	—	138
菌類	2	20	15	30	33	0	100
(2015年版)	3	31	7	27	27	—	95
計	8	80	117	122	55	0	382
(2015年版)	9	92	107	120	40	—	368

・京都府レッドリスト（野生生物 2026） 一覧表

分類	カテゴリー	
哺乳類 (27種)	絶滅種 (2種)	ニホンオオカミ、ニホンカワウソ
	絶滅寸前種 (5種)	ヒナコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、コテングコウモリ、オヒキコウモリ、ニホンカモシカ(カモシカ)
	絶滅危惧種 (7種)	カワネズミ、ミズラモグラ、コキクガシラコウモリ、テングコウモリ↓、ユビナガコウモリ↓、ヤマネ(ニホンヤマネ)、ニホンモモンガ(ホンドモモンガ)
	準絶滅危惧種 (8種)	ニホンジメズミ(サイゴクジネズミ)、ヒミズ◎、アズマモグラ、モモジロコウモリ↓、スミスネズミ、ハタネズミ、カヤネズミ(ホンシュウカヤネズミ)、ムササビ(ホオジロムササビ)
	要注目種 (5種)	シントウトガリネズミ(ホンシュウトガリネズミ)、ヤマコウモリ↓、ニホンザル(ホンドザル)、アカキツネ(ホンドキツネ)、ツキノワグマ(ニホンツキノワグマ)↓
	情報不足種 (0種)	

鳥類 (114 種)	絶滅種 (0 種)	
	絶滅寸前種 (15 種)	カンムリウミスズメ、コアジサシ↑、オオハクチョウ、ウズラ、ミゾゴイ、ヨシゴイ↑、イヌワシ、チュウヒ↑、シロチドリ↑、カラスバト、マミジロ↑、コノハズク、コミミズク↑、ブッポウソウ、クロジ↑
	絶滅危惧種 (49 種)	ヒメアマツバメ、ヒメクロウミツバメ、カッコウ↑、コハクチョウ↑、クロガモ、ヤマセミ、アカショウビン、オオアカゲラ、クイナ、ヒクイナ、コウノトリ、クロサギ、ササゴイ↑、トウネン、ヒバリシギ、オジロトウネン、ツルシギ、コアオアシシギ、ソリハシシギ、オグロシギ、オオソリハシシギ、ホウロクシギ、ヤマシギ、ハリオシギ、アオシギ、ハマシギ↑、ハチクマ、オジロワシ、オオタカ、ツミ、サシバ、ハイイロチュウヒ、クマタカ、タマシギ、ツバメチドリ、ツリスガラ↑、ハヤブサ、コチョウゲンボウ、チョウゲンボウ、コルリ↑、コサメビタキ、トラツグミ↑、コマドリ◎、トラフズク、オオコノハズク、ホオアカ◎、ミサゴ、コヨシキリ◎、ヨタカ
	準絶滅危惧種 (48 種)	ハギマシコ、イスカ、シロエリオオハム◎、オオハム、ヤブサメ◎、ヒメウ、カイツブリ、サンコウチョウ、ジュウイチ、ツツドリ、オシドリ、トモエガモ、シマアジ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミコアイサ、カワアイサ、コクマルガラス、キクイタダキ◎、ヤマドリ、アリスイ、アカゲラ、キバシリ、ゴジュウカラ、アマサギ◎、チュウサギ、サンショウクイ↓、ウズラシギ、アオアシシギ、クサシギ、キアシシギ、イソシギ、チュウシャクシギ、チュウジシギ、オオジシギ、セイタカシギ、ハイタカ、ノスリ、イカルチドリ、ムナグロ、タゲリ、アオバト、チゴハヤブサ、クロツグミ、ムギマキ、アオバズク、フクロウ、コムクドリ↓
	要注目種 (2 種)	ウミネコ、オオミズナギドリ
	情報不足種 (0 種)	
コケ植物 (141 種)	絶滅種 (4 種)	ゴレツミズゴケ、シモフリゴケ、キブネゴケ、リスゴケ

<p>絶滅寸前種 (40種)</p>	<p>ハリミズゴケ、コアナミズゴケ、クマノチョウジゴケ、ジョウレンハウオウゴケ、イヨススキゴケ、コアミギボウジゴケ、タチチョウチンゴケ、エビゴケ、チャボサヤゴケ、コシノヤバネゴケ、イトヒバゴケ、トガリイタチゴケ、オオミミゴケ、キヌヒバゴケ、タカネメリンスゴケ、ヤクシマツガゴケ、アオモリカギハイゴケ(ササオカゴケ)、コウヤハイゴケ、オオヒラツボゴケ、クチキハイゴケ、タマキチリメンゴケ、コマノハイゴケ、バンダイゴケ、ケサガリゴケ、ヤリノホゴケ、エゾヤバネゴケ、エゾヒメヤバネゴケ、ケスジヤバネゴケ、アカヤバネゴケ、ヤハズツボミゴケ、ヒメツボミゴケ、フォーリーイチョウゴケ、キヒシヤクゴケ、コモチハネゴケ、ヒラケビラゴケ、エゾノケビラゴケ、ケクラマゴケモドキ、ヨウジョウゴケ、カギヨウジョウゴケ、タカネシゲリゴケ</p>
<p>絶滅危惧種 (46種)</p>	<p>イトゴケ↓、ヒメウスグロゴケ↓、コウライイチイゴケ、ホソバミズゴケ、ウチワチョウジゴケ、マイマイゴケ(ヤマトマイマイゴケ)、イワマセンボンゴケ、トウヨウチョウチンゴケ(オオヤマチョウチンゴケ)、ヤマトチョウチンゴケ、ナガクビサワゴケ、サワゴケ(マキバサワゴケ)、エゾサワゴケ、ナガミノゴケ、ムジナゴケ、キノクニキヌタゴケ、カトウゴケ、モロハヒラゴケ、イバラゴケ(ケムシゴケ)、コキジノオゴケ、ヒメソテツゴケ、ヤマトソリハゴケ、キノクニオカムラゴケ、イトヤナギゴケ(タチヤナギゴケ)、ネジレイトゴケ、ヒラハクシノハゴケ、ヤマハイゴケ、チャボスギゴケ◎、キサゴゴケ◎、ホソヒラゴケ◎、イヌコゴメゴケ◎、アサマヤノネゴケ◎、キリシマゴケ、フタバムチゴケ、トゲアイバゴケ、オヤコゴケ、フサアイバゴケ、オオヒシヤクゴケ、トゲハヒシヤクゴケ、ヤマトソコマメゴケ、チチブハネゴケ、ヨコグラハネゴケ、オオシタバケビラゴケ、カハルクラマゴケモドキ、カゴシマヤスデゴケ、オニヤスデゴケ、ナンヨウサンカクゴケ</p>
<p>準絶滅危惧種 (36種)</p>	<p>コタチヒダゴケ↓、チヂレタチゴケ↓、ヒロハシノブイトゴケ↓、ホソベリミズゴケ、クマノゴケ、キュウシュウハウオウゴケ、チャイロハウオウゴケ、ヤマトハクチョウゴケ、シナチヂレゴケ、アカスジゴケ、ハットリチョウチンゴケ、フロウソウ、イタチゴケ、マツムラゴケ、コハイヒモゴケ、ナガスジイトゴケ、ミヤマハイゴケ、ウキゴケ(広義)、ヤマトムチゴケ、ホラゴケモドキ、ミヤマホラゴケモドキ、マルバヤ</p>

		バネゴケ、キブリツボミゴケ、マルバコオイゴケモドキ、ナカジマトサカゴケ、ヒメハネゴケ、マルバクラマゴケモドキ、オンタケヤスデゴケ、タラダケヤスデゴケ、シコクヤスデゴケ、ヤマトクサリゴケ、ヤマトサンカクゴケ、イボヨウジョウゴケ、モーリッシュシゲリゴケ◎、モミジスジゴケ、ミヤケハタケゴケ
	要注目種 (15種)	オタルミスゴケ、ホウライサワゴケ、オオミズゴケ、ヒロハススキゴケ◎、カンムリゴケ◎、ヒラトラノオゴケ◎、コンテリゴケ(フトケゴケ)◎、マゴメゴケ◎、ヤワラゼニゴケ、イチョウウキゴケ、イトウロコゴケ、ウロコゼニゴケ、ヤマトツノゴケモドキ、ウラベニジャゴケ◎、タカオジャゴケ◎
	情報不足種 (0種)	
菌類 (100種)	絶滅種 (2種)	タマノリイグチ、ウスキキヌガサタケ
	絶滅寸前種 (20種)	キイロスツポインタケ↓、マイヅルヨコバイタケ、イモタケ、ハトミネクモタケ、シロツブクロクモタケ、ウメムラセミタケ、ウンカハリタケ、コニシセミタケ、マイヅルナガエムシタケ、オサムシタケ、マグソヒトヨタケ、ナガエノホコリタケ、ウロコケシボウズタケ、ヤチヒロヒダタケ、ホンショウロ、アミメニセショウロ、ヨツデタケ、シマイヌノエフデ、ツガノマンネンタケ、タンポヤンマタケ↑
	絶滅危惧種 (15種)	コウボウフデ↓、ミドリトサカタケ↓、ハヤカワセミタケ↓、クサギムシタケ↓、テッポウムシタケ↓、トビシマセミタケ↓、ブンゴツボマツタケ↓、アカイカタケ↓、カゴタケ↓、マユハキタケ、オオミノミミブサタケ、ミドリクチキムシタケ、セミタケ、バカマツタケ、ウスキタンポセミタケ◎
	準絶滅危惧種 (30種)	ショウロ↓、イカタケ↓、スツポンヤドリタケ↓、クラガタノボリリュウ、ミミブサタケ、アカミノオグラクモタケ、アブラゼミタケ、ツクツクボウシタケ、ヤンマタケ、マルミアリタケ、オオノウタケ、コトヒラシロテングタケ、チャオニテングタケ、ショウゲンジ、ホンシメジ、キシメジ、シモコン、マツタケ、マツタケモドキ、ヒメウグイスイグチ、ニンギョウタケモドキ、ハツタケ、ルリハツタケ、クロカワ、コウタケ、ツチダンゴ↑、クルミタケ↑、テンガイカブリタケ↑、エツキクロコップタケ↑、ブナシメジ↑

要注目種 (33種)	キタマゴタケ↓、スジチャダイゴケ↓、ウスタケ↓、フジウスタケ↓、アカモミタケ↓、ツネノアミガサタケ、ジマメタケ、チャセイヨウショウロ、ウスチャセイヨウショウロ、シロセイヨウショウロ(ホンセイヨウショウロ?)、キイロクビオレタケ、シバフダンゴタケ、キンチャクタケ、カブラテングタケ、ミヤマタマゴダケ、コイシタケ(吉見)、マメツブタケ、サザレイシタケ、シロツブタケ、イロガワリヤマイグチ、アオゾメクロツブタケ(イロガワリクロツブタケ)、アカダマタケ、ケロウジ、クサナギヒメタンポタケ◎、ヌメリタンポタケ◎、タンポタケ◎、オオボタンタケ(イマイオオボタンケ)◎、シロタモギタケ◎、ヤマドリタケ◎、アジアクロセイヨウショウロ◎、ウロイボセイヨウショウロ◎、アンドンタケ◎、オオキイロイグチ◎
情報不足種 (0種)	

#### 4 野生生物種の掲載内容（凡例）

京都府レッドデータブック 2015 の項目を踏襲しつつ、本改訂から、分布マップ、危機要因の類型化、生息環境の類型化（維管束植物のみ）を追加した。分類群ごとの掲載種等の解説は、原則として以下の表のとおりとしたが、該当事項のない場合や情報不足等の理由により記載できない場合は省略した。特に、分布マップの無着色地域については、生育・生息している（していた）可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの、生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの、いずれも含むことに注意されたい。

また、掲載種によっては、下記の内容を要約して「概要」としたり、生息・生育地の現状、生存に対する脅威、必要な保全対策をまとめて記載したのものもある。

掲載項目	解説
和名	標準和名を記載した。異名や京都方言については主なものを記載した。
学名	原則として、動物および菌類は属名、種小名、命名者名とし、植物は属名、種小名までとしたが、各分類群ごとの慣例に従って、表記方法などは分野ごとに統一した。また、文献によって学名が複数ある種については、主なものを複数記載した。
分類	動物は目名及び科名を、植物は科名を記載した。

カテゴリー	京都府カテゴリー、環境省カテゴリーについて記載した。なお、分類群により学術団体等発行のレッドデータブックがある場合は、そのカテゴリーも記載した。また、新規掲載種には「新規」と記載した。
選定理由	京都府レッドリストの対象種として選定された主な理由を記載した。
形態	種の形態的な特徴について記載した。なお、府内に近似種が分布している場合は、必要に応じその形態的な区別を記載した。
分布	原則として世界及び日本国内の主な分布範囲と府内の分布区域について記載した。なお、府内の分布区域について、記載可能な種については、市町村又は5地域又は3地域単位に区分し、生息情報のあった地域を着色し、絶滅と評価した種についてはかつて生息したとされる地域を着色した。ただし、無着色の地域については、生育・生息している(していた)可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの、生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの、のいずれも含むものとする。 また、維管束植物(シダ・種子)では、京都府レッドデータブックにおける生息環境区分に基づいて、生息環境の類型化を行った。
生態的特性	種の生態的特性について記載した。
生息地の現状	府内における生息・生育地の現状や条件について記載した。
生存に対する脅威	既知のまたは想定される、種の生存に対する圧迫要因や減少要因などについて記載した。また、京都府レッドデータブックにおける危機要因項目に該当する場合は類型化を行った。
必要な保全対策	府内における掲載種の存続や府内の生息・生育地を維持・回復するために必要な主な保全対策を記載した。
特記事項	学術上の意義のほか、上記以外で特に記すべき事項について記載した。
改訂の理由	2015年版からのカテゴリー改訂があった場合、その理由を記載した。
関係法令	公表時点で、掲載種またはその生息・生育地を保護するために指定されている関係法令などについて記載した。
文献	掲載種ごとの引用文献及び参考文献を記載した。本文文献欄には「著者名(発行年)」のみを記載し、分類群ごとの文献一覧に、著者、発行年、タイトル、書名、巻(号)、ページなどの詳細を記載した。
執筆者名	掲載種についての原稿の執筆者名を記載した。2015年版に変更、加筆を加えた場合はその担当者名を記載した。

・京都府レッドデータブックにおける生息環境区分（維管束植物（シダ・種子））

生息環境区分		適用範囲の例
水湿地環境	水域	湖沼、溜池、河川、水路、水田など、通常は湛水状態にある環境。開水域とほぼ同義だが、抽水性の水草では岸辺や畔に生えるものを含む。
	貧栄養湿地	山間部の谷間に成立した湿原、山間・丘陵地帯の各所に見られる小規模な湧水湿地、溜池や放棄田の遷移が進行した湿地など。
	富栄養湿地	河川の中・下流域や主に平地にある湖沼・溜池の水辺に成立する湿地のうち、貧栄養湧水湿地を除いたもの。しかし、京都府の河川に関連する水辺環境では貧栄養の要素が強いため、貧栄養湿地と重複する場合が多い。
	原野	氾濫を主とする攪乱の頻度に応じて、遷移段階や水分条件の異なるさまざまなタイプの草原が混在するもの。湿性の状態のものから、ときには水脈が断たれた粘土質やラテライト質の乾性のものまでを含む。
	水田	田植え前後の状態を除いた比較的暗い状態の稲の生育地。
海辺環境	塩生湿地	河川の河口付近は淡水と海水のまじりあう汽水域で、上流から運ばれる土砂による堆積地形が発達し、干潮時には干潟が現れる。このような干潟や海岸近くの塩分を含んだ湿地。
	砂浜	主に海辺に発達する砂や小礫からなる環境をいうが、木津川などで見られる砂地を含む。
	海岸	大きな礫や岩などで構成され、定期的に波の飛沫を浴びるような環境。
草地環境	山草地	人里から離れた山中にある草原のうち、湿原やカヤ草地（採草地）を除いたもの。
	カヤ草地	ススキの収穫用に定期的な草刈や火入れが行われ、草地環境を維持しているもの。
	里草地	道端、段々畑や棚田の土手、田の畔、小川の土手といった人里・農耕地周辺の草地。
岩石地環境	河原	河川の中・上流部の、洪水のたびに流路や中州の地形・位置が代わり、砂礫の堆積状態も変化する不安定な環境。
	岩場	物理的な性質により高木が育たないような、岩を中心に構成された環境。水が滴るような湿性のものや乾燥するもの

		を問わない。
	特殊岩石地帯	石灰岩、苦灰岩、蛇紋岩、カンラン岩などで構成され、石英分に乏しい岩石地帯。これらの周辺にあることが多い緑色岩・玄武岩のほか、方解石を含む安山岩や海成粘土起源の堆積岩を含む。
森林環境	二次林 (植林を含む)	森林植生のうち、極相林を除いた多様な森林すべて。
	極相林	シイ林、カシ林、モミ・ツガ林、ブナ林、トウヒ・シラベ林、トガサワラ林など、それぞれの植生帯や立地環境で極相とされるタイプの森林植生で、社寺林を除いたもの。
	社寺林	定期的に落ち葉や下草が掃除されたり除伐が行われたりするうち、極相林に近い状態の環境。一般的には小規模の面積のものが多いが、皇大神宮社のような例外もある。
その他		
特定不能		

・京都府レッドデータブックにおける危機要因項目（野生動物）

要因	コード	適用範囲の例
森林伐採	11	二次林を含む樹林の伐採等による森林の減少・消失が原因となる場合に用いる。また、樹洞の減少等の間接的な要因についても広義に含んで使用可能。
湖沼開発	12	湖および池沼、ため池等の開発行為に起因するもの。護岸整備や取水設備の設置や埋め立て等が原因となる場合に用いる。
河川開発	13	河川の開発行為に起因するもの。護岸整備をはじめ、河床の整備、河道の付け替え等が原因となる場合に用いる。 ダムをはじめとした横断工作物の設置に起因するものはダム建設(25)に含めて使用すること。
海岸開発	14	海岸や砂浜域の開発行為に起因するもの。海岸の埋め立てに関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
湿地開発	15-1	湿地の開発行為に起因するもの。湿地の埋め立てや開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
圃場整備	15-2	水田、畑等の圃場整備に起因するもの。整備に伴う田圃の変化や乾田化、水路、畦の消失およびコンクリート化等に関連するものを広義に含んで使用可能。
草地開発	16	草地として維持されている環境の開発に起因するもの。草地自

		体の消失や開発により生じた環境悪化によるものを広義に含んで使用可能。
石灰採掘	17	石灰の採掘に起因するもの。石灰採掘に係わる人為的な影響によるものを広義に含んで使用可能。
洞窟の消失や環境悪化	18	人為的影響による洞窟の消失、もしくは環境悪化に起因するもの。開発行為をはじめレジャー等によるものも含む。
ゴルフ場	21	ゴルフ場の開発に起因するもの。ゴルフ場の開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
スキー場	22	スキー場の開発に起因するもの。スキー場の開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
土地造成	23	宅地開発やリゾート開発など土地の造成に起因するものを含む。場所を問わず特に土地造成が主要因であると判断される場合に用いる。
道路・鉄道建設	24	道路・鉄道建設に伴う生息地の改変、消失をはじめ、道路・鉄道建設後の運用時に生じる生息地の分断化なども含んで使用可能。轢死によるものはここに含まない。
ダム建設	25	ダム建設のみでなく、砂防ダム、堰提、樋門、頭取工など河川横断工作物による影響に起因するものを含む。ダム建設などの建設による生息地の消失をはじめ、運用後に生じる遡上阻害や環境悪化なども広義に含んで使用可能。
交通事故	26	轢死等による直接的な事故の場合のみ使用する。
水質汚染	31	河川、水路、ため池などの水域における水質汚染に起因するもの。水質汚染が原因と特定可能な場合のみ使用する。
農薬汚染	32	農地(水田、畑、果樹園等)およびその周辺域(水路、畦等)における農薬汚染に起因するもの。水質汚染の場合でも特に農薬汚染と特定できる場合はこちらを選択する。
感染症	33	病原体に起因するもの。感染症に係わるものを広義に含んで使用する。
捕獲・狩猟	41	人による捕獲・採集行為に起因するもの。目的等は問わず、狩猟、漁獲、ペット業者の採集、研究者の採集、違法採集などすべてを含んで使用する。
人の踏みつけ	51	人による踏みつけ行為に起因するもの。踏みつけによる直接的な生息環境の悪化をはじめ、湿原への侵入による乾燥化に伴う遷移のような、間接的な影響の場合もこちらを使用する。
捕食(外来種による)	52-3	外来種による捕食に起因するもの。国外国内両方の外来種を含み、人為的に持ち込まれた生物による捕食の影響が主である場合に使用する。

捕食(在来種による)	52-4	在来種による捕食に起因するもの。環境改変等に伴う生態系のバランス変化で、もともと同所的に生息していた在来種による捕食の影響が大きくなったことにより生じた弊害に関するもの。
管理放棄	53	人為的な管理により維持されていた2次的自然の管理放棄に起因するもの。草地の遷移やため池の湿地化、水田の休耕田化等の管理放棄が原因と考えられる場合に使用する。
遷移進行・植生変化	54	自然に起こる遷移の進行、植生の変化に起因するもの。乾燥化等による遷移でも直接人間が関与していないものはこちらに含む。
自然災害	55	集中豪雨による土砂崩れや洪水、地震、津波、火山噴火などあらゆる自然災害に起因する場合に使用する。
競争(外来種による)	56-1	外来種との競争に起因するもの。国外国内両方の外来種を含み、人為的に持ち込まれた生物による競争の影響が主である場合に使用する。
競争(在来種による)	56-2	在来種との競争に起因するもの。環境改変等に伴う生態系バランスの変化で、もともと同所的に生息していた在来種との競争の影響が大きくなったことにより生じた弊害に関するもの。国内外来種によるものは56-1に含める。
交雑(外来種による)	57-1	外来種との交雑に起因するもの。国内国外両方の外来種を含み、人為的に持ち込まれた生物との交雑が主である場合に使用する。
交雑(在来種による)	57-2	在来種との交雑に起因するもの。環境改変などに伴う生態系バランスの変化で、もともと同所的に生息していた在来種との交雑が起こるようになったことにより生じた弊害に関するもの。国内外来種によるものは57-1に含める。
局所分布	61	地史的にもともと分布が局限しており、環境改変や自然災害等で容易に絶滅する危険がある場合に使用する。
近親交配	62	生息地の分断化や個体数の急減等による、近親交配、遺伝的多様性の低下に起因する。
その他	71	上記にどうしても当てはまらない原因の場合に用いる項目。基本的には上記のいずれかの項目を広義に解釈して当てはめることが望ましいが、それが困難な場合に使用する。本文への記述の際は、「その他(71)」ではなく、「具体的な要因の説明(71)」とする。
不明	99	存続を脅かす原因が分かっていない場合や原因がはっきりしない場合はこの項目を選択する。
電源開発	100	太陽光発電や風力発電等、電源開発に起因するもの。電源開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可

		能。
シカ食害	101	シカによる食害に起因するもの。食害が原因となり生じた間接的な影響について広義に含む。

・京都府レッドデータブックにおける危機要因項目（維管束植物（シダ・種子））

要因	コード	適用範囲の例
森林伐採	11	二次林を含む樹林の伐採等による森林の減少・消失が原因となる場合に用いる。また、樹洞の減少等の間接的な要因についても広義に含んで使用可能。
湖沼開発	12	湖および池沼、ため池等の開発行為に起因するもの。護岸整備や取水設備の設置や埋め立て等が原因となる場合に用いる。
河川開発	13	河川の開発行為に起因するもの。護岸整備をはじめ、河床の整備、河道の付け替え等が原因となる場合に用いる。 ダムをはじめとした横断工作物の設置に起因するものはダム建設(25)に含めて使用すること。
海岸開発	14	海岸や砂浜域の開発行為に起因するもの。海岸の埋め立てに関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
湿地開発	15	湿地の開発行為に起因するもの。湿地の埋め立てや開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
草地開発	16	草地として維持されている環境の開発に起因するもの。草地自体の消失や開発により生じた環境悪化によるものを広義に含んで使用可能。
石灰採掘	17	石灰の採掘に起因するもの。石灰採掘に係わる人為的な影響によるものを広義に含んで使用可能。
ゴルフ場	21	ゴルフ場の開発に起因するもの。ゴルフ場の開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
スキー場	22	スキー場の開発に起因するもの。スキー場の開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
土地造成	23	宅地開発やリゾート開発など土地の造成に起因するものを含む。場所を問わず特に土地造成が主要因であると判断される場合に用いる。
道路・鉄道建設	24	道路・鉄道建設に伴う生息地の改変、消失をはじめ、道路・鉄道敷設による生息地の分断化なども含んで使用可能。轢死によるものはここに含まない。
ダム建設	25	ダム建設のみでなく、砂防ダム、堰提、樋門、頭取工など河川横断工作物による影響に起因するものを含む。ダム建設などの建設による生息地の消失をはじめ、運用後に生じる環境悪化など

		も広義に含んで使用可能。
水質汚染	31	河川、水路、ため池などの水域における水質汚染に起因するもの。水質汚染が原因と特定可能な場合のみ使用する。
農薬汚染	32	農地(水田、畑、果樹園等)およびその周辺域(水路、畦等)における農薬汚染に起因するもの。水質汚染の場合でも特に農薬汚染と特定できる場合はこちらを選択する。
園芸採取	41	園芸採取に起因するもの。園芸採取に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
食用・薬用採取	42	食用あるいは薬用の採取に起因するもの。食用・薬用採取に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
人の踏みつけ	51	人による踏みつけ行為に起因するもの。踏みつけによる直接的な生育環境の悪化をはじめ、湿原への侵入による乾燥化に伴う遷移のような、間接的な影響の場合もこちらを使用する。
シカ食害	52-1	シカによる食害に起因するもの。食害が原因となり生じた間接的な影響についても広義に含む。
その他動物食害	52-2	シカ以外の動物による食害に起因するもの。食害が原因となり生じた間接的な影響についても広義に含む。
管理放棄	53	人為的な管理により維持されていた二次的自然の管理放棄に起因するもの。草地の遷移やため池の湿地化、水田の休耕田化等の管理放棄が原因と考えられる場合に使用する。
自然遷移	54	自然に起こる遷移の進行、植生の変化に起因するもの。乾燥化等による遷移でも直接人間が関与していないものはこちらに含む。
自然災害	55	集中豪雨による土砂崩れや洪水、地震、津波、火山噴火などあらゆる自然災害に起因する場合に使用する。
帰化競合	56	外来種との競争に起因するもの。国内国外両方の外来種を含み、人為的な持ち込まれた種との競合が主である場合に使用する。
産地局限	61	地史的にもともと分布が局限しており、環境改変や自然災害等で容易に絶滅する危険がある場合に使用する。
その他	71	上記にどうしても当てはまらない原因の場合に用いる項目。基本的には上記のいずれかの項目を広義に解釈して当てはめることが望ましいが、それが困難な場合に使用する。本文への記述の際は、「その他(71)」ではなく、「具体的な要因の説明(71)」とする。特に「遊歩道等の整備」に関する事象については、この項目を使用する。
不明	99	存続を脅かす原因が分かっていない場合や原因がはっきりしない場合はこの項目を選択する。

電源開発	100	太陽光発電や風力発電等、電源開発に起因するもの。電源開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
------	-----	---

・京都府レッドデータブックにおける危機要因項目（コケ植物、地衣類、菌類）

要因	コード	適用範囲の例
森林伐採	11	二次林を含む樹林の伐採等による森林の減少・消失が原因となる場合に用いる。また、樹洞の減少等の間接的な要因についても広義に含んで使用可能。
湖沼開発	12	河川の開発行為に起因するもの。護岸整備をはじめ、河床の整備、河道の付け替え等が原因となる場合に用いる。ダムをはじめとした横断工作物の設置に起因するものはダム建設(25)に含めて使用すること。
河川開発	13	河川の開発行為に起因するもの。護岸整備をはじめ、河床の整備、河道の付け替え等が原因となる場合に用いる。ダムをはじめとした横断工作物の設置に起因するものはダム建設(25)に含めて使用すること。
海岸開発	14	海岸や砂浜域の開発行為に起因するもの。海岸の埋め立てに関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
湿地開発	15	湿地の開発行為に起因するもの。湿地の埋め立てや開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
草地開発	16	草地として維持されている環境の開発に起因するもの。草地自体の消失や開発により生じた環境悪化によるものを広義に含んで使用可能。
石灰採掘	17	石灰の採掘に起因するもの。石灰採掘に係わる人為的な影響によるものを広義に含んで使用可能。
ゴルフ場	21	ゴルフ場の開発に起因するもの。ゴルフ場の開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
スキー場	22	スキー場の開発に起因するもの。スキー場の開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
土地造成	23	宅地開発やリゾート開発など土地の造成に起因するものを含む。場所を問わず特に土地造成が主要因であると判断される場合に用いる。
道路・鉄道建設	24	道路・鉄道建設に伴う生息地の改変、消失をはじめ、道路・鉄道敷設による生息地の分断化なども含んで使用可能。轢死によるものはここに含まない。

ダム建設	25	ダム建設のみでなく、砂防ダム、堰提、樋門、頭取工など河川横断工作物による影響に起因するものを含む。ダム建設などの建設による生息地の消失をはじめ、運用後に生じる環境悪化なども広義に含んで使用可能。
水質汚染	31-1	河川、水路、ため池等の水域における水質汚染に起因するもの。水質汚染が原因と特定可能な場合のみ使用する。
水温変化	31-2	河川、水路、ため池等の水域における水温変化に起因するもの。水温変化が原因と特定可能な場合のみ使用する。
農薬汚染	32	農地(水田、畑、果樹園等)およびその周辺域(水路、畦等)における農薬汚染に起因するもの。水質汚染の場合でも特に農薬汚染と特定できる場合はこちらを選択する。
感染症	33	病原体に起因するもの。感染症に係わるものを広義に含んで使用する。
大気汚染	34	大気の汚染に起因するもの。大気汚染が原因であると特定出来る場合のみ使用する。
園芸採取	41	園芸採取に起因するもの。園芸採取に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
食用・薬用採取	42	食用あるいは薬用の採取に起因するもの。食用・薬用採取に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。
人の踏みつけ	51	人による踏みつけ行為に起因するもの。踏みつけによる直接的な生育環境の悪化をはじめ、湿原への侵入による乾燥化に伴う遷移のような、間接的な影響の場合もこちらを使用する。
シカ食害	52-1	シカによる食害に起因するもの。食害が原因となり生じた間接的な影響についても広義に含む。
その他動物食害	52-2	シカ以外の動物による食害に起因するもの。食害が原因となり生じた間接的な影響についても広義に含む。
管理放棄	53	人為的な管理により維持されていた二次的自然の管理放棄に起因するもの。草地の遷移やため池の湿地化、水田の休耕田化等の管理放棄が原因と考えられる場合に使用する。
自然遷移	54	自然に起こる遷移の進行、植生の変化に起因するもの。乾燥化等による遷移でも直接人間が関与していないものはこちらに含む。
自然災害	55	集中豪雨による土砂崩れや洪水、地震、津波、火山噴火などあらゆる自然災害に起因する場合に使用する。
帰化競合	56	外来種との競争に起因するもの。国内国外両方の外来種を含み、人為的な持ち込まれた種との競合が主である場合に使用する。

基質・基物の減少および消失	58	基質・基物の減少および消失に起因するもの。基質・基物の減少および消失により生じた間接的な影響などの含めて使用する。
産地局限	61	地史的にもともと分布が局限しており、環境改変や自然災害等で容易に絶滅する危険がある場合に使用する。
その他	71	上記にどうしても当てはまらない原因の場合に用いる項目。基本的には上記のいずれかの項目を広義に解釈して当てはめることが望ましいが、それが困難な場合に使用する。本文への記述の際は、「その他(71)」ではなく、「具体的な要因の説明(71)」とする。特に「遊歩道等の整備」に関する事象については、この項目を使用する。
不明	99	存続を脅かす原因が分かっていない場合や原因がはっきりしない場合はこの項目を選択する。
電源開発	100	太陽光発電や風力発電等、電源開発に起因するもの。電源開発に関連して生じた間接的な影響について広義に含んで使用可能。